

# IP通信網サービス契約約款（共通編）【現改比較表】

2021年1月1日現在

～2020年12月31日

2021年1月1日～

目次（略）

第1章～第14章（略）

別記

1～2（略）

3 VoIP協定事業者

(1)（略）

(2) 電気通信番号規則別表第6号に定める電話番号に係るもの

目次（略）

第1章～第14章（略）

別記

1～2（略）

3 VoIP協定事業者

(1)（略）

(2) 電気通信番号規則別表第6号に定める電話番号に係るもの

～2020年12月31日	2021年1月1日～
<p>楽天モバイル株式会社            KDDI株式会社            ソフトバンク株式会社            中部テレコミュニケーション株式会社            株式会社オプテージ            東北インテリジェント通信株式会社            アルテリア・ネットワークス株式会社            株式会社STNet            ZIP Telecom株式会社            株式会社QTnet            株式会社NTTドコモ            株式会社エネルギー・コミュニケーションズ            株式会社三通            Coltテクノロジーサービス株式会社            株式会社アイ・ピー・エス            ZIP Telecom株式会社            株式会社コムスクエア</p>	<p>楽天モバイル株式会社            KDDI株式会社            ソフトバンク株式会社            中部テレコミュニケーション株式会社            株式会社オプテージ            東北インテリジェント通信株式会社            アルテリア・ネットワークス株式会社            株式会社STNet            ZIP Telecom株式会社            株式会社QTnet            株式会社NTTドコモ            株式会社エネルギー・コミュニケーションズ            株式会社三通            Coltテクノロジーサービス株式会社            株式会社アイ・ピー・エス            ZIP Telecom株式会社            株式会社コムスクエア  <a href="#">株式会社ハイスタンダード</a></p>
<p>4～16 (略)</p> <p>17 IP通信網サービスの提供に係る当社若しくは特定協定事業者又は契約事業者の電気通信サービスの契約等</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他</p> <p>ア (略)</p>	<p>4～16 (略)</p> <p>17 IP通信網サービスの提供に係る当社若しくは特定協定事業者又は契約事業者の電気通信サービスの契約等</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他</p> <p>ア (略)</p>

～2020年12月31日

2021年1月1日～

イ 加入電話等設備に係るもの

(ア) 削除

(イ) 特定協定事業者等のうち加入電話等契約に係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
(略)	(略)	(略)
株式会社コムスクエア	電話サービス契約	電話サービス約款

備考 本欄に規定する特定協定事業者には、その特定協定事業者が提供する卸電気通信役務（事業法第29条第1項第10号に定めるものをいいます。以下同じとします。）を利用して電気通信サービスを提供する電気通信事業者を含むものとします。

(ウ)～(エ) (略)

ウ～ケ (略)

18 (略)

イ 加入電話等設備に係るもの

(ア) 削除

(イ) 特定協定事業者等のうち加入電話等契約に係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
(略)	(略)	(略)
株式会社コムスクエア	電話サービス契約	電話サービス約款
<a href="#">株式会社ハイスタンダード</a>	<a href="#">電話サービス契約</a>	<a href="#">ハイスタンダード 電話サービス約款</a>

備考 本欄に規定する特定協定事業者には、その特定協定事業者が提供する卸電気通信役務（事業法第29条第1項第10号に定めるものをいいます。以下同じとします。）を利用して電気通信サービスを提供する電気通信事業者を含むものとします。

(ウ)～(エ) (略)

ウ～ケ (略)

18 (略)

[附 則 \(令和2年12月18日 A P S 1 第00724721号\)](#)

[この改正規定は、令和3年1月1日から実施します。](#)